



監 査 報 告 書

一般社団法人山口県社会福祉士会
会 長 梅 木 幹 司 様

令和 3 年 5 月 11 日
一般社団法人山口県社会福祉士会

監 事 上野 綾 乃 

監 事 辻 中 浩 司 

私たちは、一般社団法人山口県社会福祉士会の2020年度事業及び財産の状況について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び定款第28条に基づき監査を行い、次のとおり報告する。

1 監事の監査の方法及びその内容

- (1) 私たちは、理事会及びその他重要な会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務遂行の妥当性を検討した。
- (2) 私たちは、計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録）及び附属明細書の正確性を検討した。

2 監査意見

- (1) 計算書類及び附属明細書は、法令及び定款に従い、本会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、本会の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 理事の業務遂行に関する不正の行為及び法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以 上